

事業者の皆様への要請

【法第24条第9項:協力要請】

福祉施設への要請

- 従業員及び利用者の体調管理の徹底し、症状がある方や体調の悪い方は、出勤しない・させないこと（体調不良時の従業員の休暇取得の推奨等）挿入
 - マスク着用や手指消毒、換気の徹底など感染対策の再確認・強化を行うこと
 - 高齢者等福祉施設利用者への感染を防ぐため、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等を考慮するとともに、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討すること
 - レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、通所施設では動線の分離など、地域の流行状況や施設の特性に応じた感染対策を行うこと
 - 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を推奨すること
 - 従業員向け定期PCR検査へ積極的に参加すること
申込みはこちら→<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen/soumu/kansenshou/ewpcr.html>
 - ワクチン接種を推奨すること(1・2回目及び3回目)
 - 従業員が休業せざるを得ない状況に備えて、BCP(業務継続計画)の再点検(未策定の場合は早急に作成)を行うこと
- ◆ 高齢者施設及び障害者施設で陽性者を確認した場合 県コロナ本部総括情報部「病院・施設支援グループ」に施設内における発生状況についてご一報をお願いします。